

項 目	修 正 案	修 正 前
P. 4 第2章 避難の考え方 第1節 地域の特性 2 地域見積	(1) 地形 ・南北方向については、中国山地により規制されており、移動は主要道路（鳥取 <u>自動車道</u> 、米子 <u>自動車道</u> 、国道313号、国道181号）に限られる。 ・東西方向については、中国山地からの稜線が発達し、地域が東部、中部、西部の3つに区分され、移動は主要道路（国道9号、山陰 <u>自動車道</u> ）に限られる。 ・ <u>弓ヶ浜半島は鳥取県西端部から北西に向かって縦長に伸びた全長約1.7km、幅約4kmで、全体的に標高が低くなだらかで、沿岸部は津波等の影響を受けるおそれがある。</u>	(1) 地形 ・南北方向については、中国山地により規制されており、移動は主要道路（鳥取道、米子道、国道313号、国道181号）に限られる。 ・東西方向については、中国山地からの稜線が発達し、地域が東部、中部、西部の3つに区分され、移動は主要道路（国道9号、山陰道）に限られる。
P. 4 第2章 避難の考え方 第1節 地域の特性	4 避難上の課題 ・弓ヶ浜半島では、避難の一般方向が限定され、かつ使用できる道路が大きく2本（国道431号、県道47号米子境港線）に限られる。また、並行する2本の道路を <u>接続する</u> 道路（肋骨道路）が <u>限られる</u> ため、一方の道路が寸断・渋滞すれば、迂回が困難で避難に支障を来す <u>おそれがある</u> ことから、避難車両を円滑に通過させる対策が必要である。 ・弓ヶ浜半島では、避難経路は、大きくは、平行する2本の道路に限られ、有機的な輸送網の構成ができない。 ・米子鬼太郎空港付近で、2本の主要避難道路が近接する。 ・海側道路（国道431号）は、地震時に津波の影響を受けるおそれがある。 ・ <u>(削除)</u>	4 避難上の課題 ・弓ヶ浜半島では、避難の一般方向が限定され、かつ使用できる道路が大きく2本（国道431号、県道47号米子境港線）に限られる。また、並行する2本の道路を <u>つなぐ</u> 道路（肋骨道路）が <u>ない</u> ため、一方の道路が寸断・渋滞すれば、迂回が困難で避難に支障を来すことから、避難車両を円滑に通過させる対策が必要である。 ・弓ヶ浜半島では、避難経路は、大きくは、平行する2本の道路に限られ、有機的な輸送網の構成ができない。 ・米子鬼太郎空港付近で、2本の主要避難道路が近接する。 ・海側道路（国道431号）は、地震時に津波の影響を受けるおそれがある。 ・ <u>並行する2本の主要道路をつなぐ道路（骨格道路）がないため、一方の道路が寸断・渋滞すれば、迂回が困難で避難に支障を来す。</u>
P. 20 第2章 避難の考え方 第6節 避難の概要 4 避難手段	(2) 陸路 ア 自家用車 自家用車及びバス等準備車両による避難を基本とし、避難住民の9割が自家用車を使用すると見積もる。 <u>自家用車1台当たりの乗車人員は2.5人程度と見積もる。</u> イ バス等準備車両（公共交通） 自家用車が使えない住民等の避難に使用 <u>する</u> 。 <u>バスによる避難者は総数の10%とし、バス1台当たりの乗車人員は3.5人程度と見積もる。なお、新型コロナウイ</u>	(2) 陸路 ア 自家用車 自家用車及びバス等準備車両による避難を基本とし、避難住民の9割が自家用車を使用すると見積もる。 <u>(1割がバス等を利用)</u> イ バス等準備車両（公共交通） 自家用車が使えない住民等の避難に使用

項 目	修 正 案	修 正 前																		
	<p><u>ルス感染症流行下であり、十分に車両が確保されている場合は、必要に応じて乗車人員を減らし、密集・密接対策を行う。</u></p> <p>ウ 福祉車両（公共交通） 避難行動要支援者等の避難に<u>使用する。</u></p> <p>エ 自衛隊車両 緊急を要する場合 <u>(災害派遣、原子力災害派遣)</u> に計画する。</p>	<p>ウ 福祉車両（公共交通） 避難行動要支援者等の避難に使用</p> <p>エ 自衛隊車両 緊急を要する場合に計画 <u>(災害派遣、原子力災害派遣)</u></p>																		
<p>P. 21 第2章 避難の考え方 第6節 避難の概要</p>	<p>5 避難経路 避難経路は、交通の円滑化、道路啓開、避難支援ポイントの設定等、輸送を重点的に確保する経路として、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="336 550 1153 1305"> <tr> <td data-bbox="336 550 430 858">経路 1</td> <td data-bbox="430 550 674 858">山陰自動車道・ 国道9号沿い</td> <td data-bbox="674 550 1153 858">山陰自動車道・国道9号による県中部・東 部地域への避難経路 ・県道米子空港境港停車場線（県道285号）→境港市道→米子市 道→鉄工団地入口→国道431号→国道9号東進 ・県道米子空港境港停車場線（県道285号）→境港市道→米子市 道→鉄工団地入口→国道431号→（米子JCT）→山陰自動車 道東進</td> </tr> <tr> <td data-bbox="336 858 430 1034">経路 2</td> <td data-bbox="430 858 674 1034">国道181号・ 米子自動車道沿い</td> <td data-bbox="674 858 1153 1034">国道181号から米子自動車道蒜山ICを 経由した県中部地域への避難経路 ・県道米子境港線（県道47号）→国道181号→（溝口IC、江府 IC）→米子自動車道→（蒜山IC）→国道482号→国道313号</td> </tr> <tr> <td data-bbox="336 1034 430 1305">経路 3</td> <td data-bbox="430 1034 674 1305">国道181号・ 米子自動車道・ 中国自動車道沿い</td> <td data-bbox="674 1034 1153 1305">国道181号から米子自動車道～中国自 動車道津山ICを經由した県東部地域への 避難経路 ・県道米子境港線（県道47号）→国道181号→（溝口IC、江府 IC）→米子自動車道→（落合JCT）→中国自動車道→（津山IC） →国道53号</td> </tr> </table> <p>なお、大規模な通行止め、<u>渋滞等通行障害</u>に際しては、<u>状況に応じて避難経路</u>の</p>	経路 1	山陰自動車道・ 国道9号沿い	山陰自動車道・国道9号による県中部・東 部地域への避難経路 ・県道米子空港境港停車場線（県道285号）→境港市道→米子市 道→鉄工団地入口→国道431号→国道9号東進 ・県道米子空港境港停車場線（県道285号）→境港市道→米子市 道→鉄工団地入口→国道431号→（米子JCT）→山陰自動車 道東進	経路 2	国道181号・ 米子自動車道沿い	国道181号から米子自動車道蒜山ICを 経由した県中部地域への避難経路 ・県道米子境港線（県道47号）→国道181号→（溝口IC、江府 IC）→米子自動車道→（蒜山IC）→国道482号→国道313号	経路 3	国道181号・ 米子自動車道・ 中国自動車道沿い	国道181号から米子自動車道～中国自 動車道津山ICを經由した県東部地域への 避難経路 ・県道米子境港線（県道47号）→国道181号→（溝口IC、江府 IC）→米子自動車道→（落合JCT）→中国自動車道→（津山IC） →国道53号	<p>5 避難経路 避難経路は、交通の円滑化、道路啓開、避難支援ポイントの設定等、輸送を重点的に確保する経路として、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1254 550 2072 1305"> <tr> <td data-bbox="1254 550 1348 858">経路 1</td> <td data-bbox="1348 550 1592 858">山陰道・ 国道9号沿い</td> <td data-bbox="1592 550 2072 858">山陰道・国道9号による県中部・東部地 域への避難経路 ・県道米子空港境港停車場線（県道285号）→境港市道→米子市 道→鉄工団地入口→国道431号→国道9号東進 ・県道米子空港境港停車場線（県道285号）→境港市道→米子市 道→鉄工団地入口→国道431号→（米子JCT）→山陰道東進</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1254 858 1348 1034">経路 2</td> <td data-bbox="1348 858 1592 1034">国道181号・ 米子自動車道沿い</td> <td data-bbox="1592 858 2072 1034">国道181号から米子自動車道蒜山ICを 経由した県中部地域への避難経路 ・県道米子境港線（県道47号）→国道181号→（溝口IC、江府 IC）→米子自動車道→（蒜山IC）→国道482号→国道313号</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1254 1034 1348 1305">経路 3</td> <td data-bbox="1348 1034 1592 1305">国道181号・ 米子自動車道・ 中国自動車道沿い</td> <td data-bbox="1592 1034 2072 1305">国道181号から米子自動車道～中国自 動車道津山ICを經由した県東部地域への 避難経路 ・県道米子境港線（県道47号）→国道181号→（溝口IC、江府 IC）→米子自動車道→（落合JCT）→中国自動車道→（津山IC） →国道53号</td> </tr> </table> <p>なお、<u>複合災害時における</u>大規模な通行止めの際には、経路の変更を行い、通</p>	経路 1	山陰道・ 国道9号沿い	山陰道・国道9号による県中部・東部地 域への避難経路 ・県道米子空港境港停車場線（県道285号）→境港市道→米子市 道→鉄工団地入口→国道431号→国道9号東進 ・県道米子空港境港停車場線（県道285号）→境港市道→米子市 道→鉄工団地入口→国道431号→（米子JCT）→山陰道東進	経路 2	国道181号・ 米子自動車道沿い	国道181号から米子自動車道蒜山ICを 経由した県中部地域への避難経路 ・県道米子境港線（県道47号）→国道181号→（溝口IC、江府 IC）→米子自動車道→（蒜山IC）→国道482号→国道313号	経路 3	国道181号・ 米子自動車道・ 中国自動車道沿い	国道181号から米子自動車道～中国自 動車道津山ICを經由した県東部地域への 避難経路 ・県道米子境港線（県道47号）→国道181号→（溝口IC、江府 IC）→米子自動車道→（落合JCT）→中国自動車道→（津山IC） →国道53号
経路 1	山陰自動車道・ 国道9号沿い	山陰自動車道・国道9号による県中部・東 部地域への避難経路 ・県道米子空港境港停車場線（県道285号）→境港市道→米子市 道→鉄工団地入口→国道431号→国道9号東進 ・県道米子空港境港停車場線（県道285号）→境港市道→米子市 道→鉄工団地入口→国道431号→（米子JCT）→山陰自動車 道東進																		
経路 2	国道181号・ 米子自動車道沿い	国道181号から米子自動車道蒜山ICを 経由した県中部地域への避難経路 ・県道米子境港線（県道47号）→国道181号→（溝口IC、江府 IC）→米子自動車道→（蒜山IC）→国道482号→国道313号																		
経路 3	国道181号・ 米子自動車道・ 中国自動車道沿い	国道181号から米子自動車道～中国自 動車道津山ICを經由した県東部地域への 避難経路 ・県道米子境港線（県道47号）→国道181号→（溝口IC、江府 IC）→米子自動車道→（落合JCT）→中国自動車道→（津山IC） →国道53号																		
経路 1	山陰道・ 国道9号沿い	山陰道・国道9号による県中部・東部地 域への避難経路 ・県道米子空港境港停車場線（県道285号）→境港市道→米子市 道→鉄工団地入口→国道431号→国道9号東進 ・県道米子空港境港停車場線（県道285号）→境港市道→米子市 道→鉄工団地入口→国道431号→（米子JCT）→山陰道東進																		
経路 2	国道181号・ 米子自動車道沿い	国道181号から米子自動車道蒜山ICを 経由した県中部地域への避難経路 ・県道米子境港線（県道47号）→国道181号→（溝口IC、江府 IC）→米子自動車道→（蒜山IC）→国道482号→国道313号																		
経路 3	国道181号・ 米子自動車道・ 中国自動車道沿い	国道181号から米子自動車道～中国自 動車道津山ICを經由した県東部地域への 避難経路 ・県道米子境港線（県道47号）→国道181号→（溝口IC、江府 IC）→米子自動車道→（落合JCT）→中国自動車道→（津山IC） →国道53号																		

項 目	修 正 案	修 正 前
	<p>変更を行い、<u>通常は</u>通行止め箇所について警察官等により迂回を行うことを基本とする。</p> <p>(1) 国道431号 早期に使用の可否を判断し、使用できる場合は避難経路として使用する。</p> <p>(2) UPZ内 避難車両を<u>県道米子境港線(県道47号)</u>、県道米子空港境港停車場線(県道285号)、国道431号へ誘導する。<u>また、道路状況等に応じて肋骨道路(葭津和田町線)を使用し渋滞等の低減を図る。</u></p> <p>(3) UPZ外 避難車両を、<u>道路</u>状況に応じて米子自動車道と国道181号に振り分ける。</p>	<p>行止め箇所について警察官等の<u>誘導</u>により迂回を行うことを基本とする。</p> <p>(1) 国道431号 早期に使用の可否を判断し、使用できる場合は避難経路として使用する。</p> <p>(2) UPZ内 避難車両を、<u>状況に応じて</u>県道米子空港境港停車場線(県道285号)、国道431号、<u>県道米子境港線(県道47号)</u>に誘導する。</p> <p>(3) UPZ外 避難車両を、状況に応じて米子自動車道と国道181号に振り分ける。</p>
<p>P. 24 第2章 避難の考え方 第6節 避難の概要 7 避難の優先順位</p>	<p>(1) 地域 UPZ内全域で避難が必要となった場合、島根原子力発電所に近い地域から段階的に避難を行い、受入れはより以遠の鳥取県東部地域から順次行う。</p> <p>避難は、EAL又はOIL等による国又は県・市からの避難指示と<u>原子力災害合同対策協議会による調整結果</u>に基づき行い、島根原子力発電所からの距離が、20km圏内区域、20km～25km圏内区域、25km～30km圏内区域に分け、島根原子力発電所から近い距離の区域から順次段階的に避難を開始する。</p>	<p>(1) 地域 UPZ内全域で避難が必要となった場合、島根原子力発電所に近い地域から段階的に避難を行い、受入れはより以遠の鳥取県東部地域から順次行う。</p> <p>避難は、EAL又はOIL等による国又は県・市からの避難指示に基づき行い、島根原子力発電所からの距離が、20km圏内区域、20km～25km圏内区域、25km～30km圏内区域に分け、島根原子力発電所から近い距離の区域から順次段階的に避難を開始する。</p>
<p>P. 25 第2章 避難の考え方 第6節 避難の概要 8 避難に影響を及ぼすと想定される課題等</p>	<p><u>(3) モニタリング結果</u> <u>避難に先立ち県が実施する走行モニタリング等により、避難経路の空間放射線量率を確認する。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p>P. 30 第3章 避難等の実施 第5節 避難段階</p>	<p>2 避難手段の<u>確保</u> <u>(1) 避難手段</u> <u>自家用車を主要な避難手段とする。下記②～⑥の避難手段については、過度に依存することなく、各種の避難手段で補完するように有機的な組織を構成し、適切に</u></p>	<p>2 避難手段</p>

項 目	修 正 案	修 正 前
	<p><u>運用する。</u></p> <p>① (1) 自家用車</p> <p>② (2) バス等</p> <p>③ (3) 福祉車両</p> <p>④ (4) 自衛隊車両</p> <p>⑤ (5) 鉄道</p> <p>⑥ (6) その他手段（船舶、航空機）</p> <p><u>(2) 避難手段の確保</u></p> <p><u>避難手段の確保は避難準備段階から行い、事態が進展し、国又は県から避難が指示された場合速やかに避難できるよう、早期の確保に努める。県で確保が困難な場合は、国へ要請し確保する。緊急の場合は国を通じて又は直接実動組織へ要請する。</u></p>	<p>(1) 自家用車</p> <p>(2) バス等</p> <p>(3) 福祉車両</p> <p>(4) 自衛隊車両</p> <p>(5) 鉄道</p> <p>(6) その他手段（船舶、航空機）</p> <p><u>(新設)</u></p>
<p>P. 33</p> <p>第3章 避難等の実施</p> <p>第5節 避難段階</p> <p>6 避難手段ごとの避難方法</p>	<p>キ 安定ヨウ素剤の配布</p> <p>安定ヨウ素剤については、避難等と併せて安定ヨウ素剤の服用を行うことができるよう、あらかじめ決められた居住区域にある一時集結所で配布する。この場合、一時集結所付近の交通渋滞の発生を防止するため、基本的に徒歩で一時集結所に立ち寄ること等を要請する。</p> <p>また、一時集結所で安定ヨウ素剤を受け取ることができなかった者は、避難退域時検査会場において受領する。なお、服用については服用の指示が出ている場合に限る。</p> <p><u>避難状況に応じて、避難者が避難車両から降車せずに受け取る配布方法（車両内配布やドライブスルー方式等）を検討する。</u></p>	<p>キ 安定ヨウ素剤の配布</p> <p>安定ヨウ素剤については、避難等と併せて安定ヨウ素剤の服用を行うことができるよう、あらかじめ決められた居住区域にある一時集結所で配布する。この場合、一時集結所付近の交通渋滞の発生を防止するため、基本的に徒歩で一時集結所に立ち寄ること等を要請する。</p> <p>また、一時集結所で安定ヨウ素剤を受け取ることができなかった者は、避難退域時検査会場において受領する。なお、服用については服用の指示が出ている場合に限る。</p>
<p>P. 35</p> <p>第3章 避難等の実施</p> <p>第5節 避難段階</p> <p>6 避難手段ごとの避難方法</p> <p>(2) 公共輸送による</p>	<p>(エ) 一時集結所から避難所までの輸送</p> <p>① 輸送の実施者</p> <p>県は、市町村及び指定地方公共機関等の協力を得ながら、一時集結所からあらかじめ定めた避難所へ避難住民等の輸送を実施する。</p> <p>② バス等の確保</p> <p>県は、県バス協会及び県バス協会会員に緊急輸送の協力要請を行い、輸送に必要な台数のバスを確保する。</p>	<p>(エ) 一時集結所から避難所までの輸送</p> <p>① 輸送の実施者</p> <p>県は、市町村及び指定地方公共機関等の協力を得ながら、一時集結所からあらかじめ定めた避難所へ避難住民等の輸送を実施する。</p> <p>② バス等の確保</p> <p>県は、県バス協会及び県バス協会会員に緊急輸送の協力要請を行い、輸送に必要な台数のバスを確保する。</p>

項 目	修 正 案	修 正 前
<p>る避難 ア バス等による避難</p>	<p>また、県内でバスの必要台数が確保できない場合は、中国4県のバス協会に協力を要請し、輸送に必要な台数のバスを確保する。<u>中国4県のバス協会へ協力を要請する際は、島根県と要請内容が重複することがないように事前に調整を行った上で行うものとする。</u></p> <p><u>なお、中国4県のバス協会の協力で不足する場合は、関西広域連合へ協力を要請する。</u></p> <p>なお、これによっても避難住民等の輸送に必要なバス等の確保が困難な場合は、実動組織（警察、消防、海上保安庁、自衛隊）の支援を要請するものとし、国（現地事故対策連絡会議又は原子力災害対策合同協議会）への確保要請や、自衛隊法に基づき、自衛隊に避難の支援について災害派遣を要請する。</p>	<p>また、県内でバスの必要台数が確保できない場合は、中国4県のバス協会<u>及び関西広域連合各府県のバス協会</u>に協力を要請し、輸送に必要な台数のバスを確保する。</p> <p>なお、これによっても避難住民等の輸送に必要なバス等の確保が困難な場合は、実動組織（警察、消防、海上保安庁、自衛隊）の支援を要請するものとし、国（現地事故対策連絡会議又は原子力災害対策合同協議会）への確保要請や、自衛隊法に基づき、自衛隊に避難の支援について災害派遣を要請する。</p>
<p>P. 43 第3章 避難等の実施 第5節 避難段階</p>	<p><u>12 新型コロナウイルス等感染症下における避難</u></p> <p><u>(1) 方針</u></p> <p><u>感染症流行下の場合、県及び市は原子力災害対策本部の決定事項、下記「コ 参考」の欄に記載のガイドライン等を踏まえ避難や屋内退避等の防護措置と感染症対策を可能な限り両立させ、市民の生命及び健康を守ることを最優先とし、感染症拡大防止対策を十分に考慮した上で防護措置に万全を期す。</u></p> <p><u>(2) 屋内退避における対応</u></p> <p><u>屋内退避中は放射性物質による被ばくのリスクの低減を優先し、扉や窓の開閉等による換気は行わないことを基本とする。ただし、感染症対策の観点から国、県、市等からの換気の指示等があった場合は30分に1回程度の換気を行う。</u></p> <p><u>自然災害等により指定避難所で屋内退避をする場合も同様の対応を行うとともに、避難所内での密集及び密接を避ける等の対策を行う。</u></p> <p><u>(3) 一時集結所における対応</u></p> <p><u>一時集結所では施設内での受付実施を基本とし、受付と併せマスクの着用確認、手指消毒、健康確認等を実施する。また、受付において避難者を感染の疑いのある者とそれ以外の者に分類し、動線を分ける等の対策を行う。</u></p> <p><u>一時集結所で待機する場合は、感染の疑いのある者とそれ以外の者で可能な限り分類し、部屋を分ける、間仕切りを設置する等の対策を行う。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>

項 目	修 正 案	修 正 前
	<p><u>(4) 避難車両乗車時の対応</u></p> <p><u>マスク着用、手指消毒等の感染症対策を実施するとともに、事前の健康確認等の実施結果等を踏まえ可能な限り濃厚接触者、発熱・咳等の症状者、それ以外の者が混在しないよう分類し避難を実施する。また、必要に応じて避難車両内の養生を行う。</u></p> <p><u>(5) 避難中の対応</u></p> <p><u>避難車両乗車中、UPZから出るまでは窓の開閉等による換気は行わないことを基本とする。ただし、感染症対策の観点から国、県、市等からの換気の指示等があった場合は30分に1回程度の換気を行う。避難中の住民への換気に関する情報伝達は防災行政無線、テレビ、ラジオ、原子力防災アプリ、道路情報表示板等を活用し、確実に周知する。</u></p> <p><u>(6) 避難退域時検査会場における対応</u></p> <p><u>県は、避難退域時検査会場に感染の疑いのある者の待機場所を設置する。また、動線の分離、降車順番の調整等を行い、密閉・密集・密接対策を行う。</u></p> <p><u>県は、避難退域時検査の実施に併せ健康確認等を実施し、健康確認書（検温、健康状態の確認結果の記載）を交付する。</u></p> <p><u>県は、健康確認等の結果、感染症検査等医療機関等での対応の必要が認められた場合は、設置した待機場所で待機し、専用車両で医療機関等へ搬送する。</u></p> <p><u>(7) 安定ヨウ素剤の配布における対応</u></p> <p><u>広い場所での配布、配布時間の短縮や避難者が避難車両から降車せずに受け取ることが可能な配布方法（車両内配布、ドライブスルー方式等）等接触機会を減らすよう努める。</u></p> <p><u>(8) 防災業務関係者の感染症対策</u></p> <p><u>市及び県は、防災業務関係者の健康管理に十分配慮する。</u></p> <p><u>市及び県は、感染症対策に必要な防護資機材等を見積り、配備計画を作成し、備蓄する。</u></p> <p><u>(9) 留意事項</u></p> <p><u>県及び市は、必要に応じて予備避難先や県外等の避難所の追加確保、UPZ外の</u></p>	

項 目	修 正 案	修 正 前
	<p><u>ホテルや旅館、親戚・知人宅等への分散避難について検討するとともに、避難先等の変更がある場合は、確実に周知する。</u></p> <p><u>感染症下の屋内退避及び避難においては、被ばく防止の観点から原則換気を行わないが、放射性物質の放出状況等により感染症対策の観点から換気を行うため、市及び県は放射性物質の放出情報を避難者等に伝達する。また、避難等の前に検温等の健康確認やマスク着用等の注意事項の周知を行う。</u></p> <p><u>県は、避難車両内での密集・密接を可能な限り避けるため、関係機関と連携し、避難車両の十分な確保に努める。</u></p> <p><u>県は、避難退域時検査会場での車両集中による混雑を避けるため、状況に応じて適地での車両検査部分の先行実施について検討する。</u></p> <p><u>県及び市は、感染症流行下の避難に必要な資機材等について、あらかじめ備蓄を行うとともに、不足する場合は、国及び関係機関へ確保を要請する。</u></p> <p><u>その他避難所における感染症拡大防止対策は、基本的に自然災害時と同一の対策を行う。</u></p> <p><u>(10) 参考</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・バスにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（公益社団法人日本バス協会）</u> <u>・貸切バスにおける新型コロナウイルス対応ガイドライン（貸切バス旅行連絡会）</u> <u>・旅客船事業における新型コロナウイルス感染予防ガイドライン（一般社団法人日本旅客船協会）</u> <u>・鉄軌道事業における新型コロナウイルス感染症対策に関するガイドライン（鉄道連絡会）</u>・<u>タクシーにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（一般社団法人全国ハイヤータクシー連合会）</u> 	
<p>P. 49</p> <p>第4章 避難の支援等</p> <p>第2節 原子力災害医療等の提供及び</p>	<p>3 安定ヨウ素剤の服用</p> <p>安定ヨウ素剤の服用指示が出された場合の速やかな配布・服用の実施態勢を確保するため、県は、国、市等と連携し、一時集結所及び県がUPZ外の主要経路沿い等に設置した避難退域時検査会場において、別に定める「鳥取県安定ヨウ素剤の備蓄・緊急時予防服用計画」に従って、避難住民に対する安定ヨウ素剤の<u>配布</u>を行う。</p>	<p>3 安定ヨウ素剤の服用</p> <p>安定ヨウ素剤の服用指示が出された場合の速やかな配布・服用の実施態勢を確保するため、県は、国、市等と連携し、一時集結所及び県がUPZ外の主要経路沿い等に設置した避難退域時検査会場において、別に定める「鳥取県安定ヨウ素剤の備蓄・緊急時予防服用計画」に従って、避難住民に対する安定ヨウ素剤の<u>投与</u>を行う。</p>

項 目	修 正 案	修 正 前
保健衛生	<p><u>一時集結所で配布することができなかった者に対しては避難退域時検査会場において配布を行う。</u></p> <p>なお、県は、安定ヨウ素剤を配布する際に、服用の効果、服用対象者、禁忌等についての説明書等をあらかじめ準備しておくものとする。</p> <p>ただし、避難の際に一時集結所等で安定ヨウ素剤を受け取ることが困難等の理由により、事前配布を受けた者に対しては、事前に受け取った安定ヨウ素剤の服用の有無を確認し、必要な対応を行う。</p>	<p>なお、県は、安定ヨウ素剤を配布する際に、服用の効果、服用対象者、禁忌等についての説明書等をあらかじめ準備しておくものとする。</p> <p>ただし、避難の際に一時集結所等で安定ヨウ素剤を受け取ることが困難等の理由により、事前配布を受けた者に対しては、事前に受け取った安定ヨウ素剤の服用の有無を確認し、必要な対応を行う。</p>
P. 49 第4章 避難の支援等 第2節 原子力災害医療等の提供及び保健衛生	<p>4 避難退域時検査</p> <p>避難退域時検査は、住民等の身体等への放射性物質の付着の有無を確認することを目的に、県が行うものであり、避難者に対し県内で行うことを基本とする。島根県から要請がある場合は、島根県と連携し、島根県の避難住民の避難退域時検査も行う。</p> <p>県は、<u>O I Lに基づく避難指示の対象区域の住民等を対象に避難退域時検査を実施する。</u>UPZ外の主要経路沿い等に避難退域時検査会場を設置し、避難住民を避難所に受け入れるまでの間に、避難住民の避難退域時検査及び必要に応じて簡易除染を行う。また、主要経路沿い等で避難退域時検査を実施しなかった避難住民については、避難先地域内に設置する避難退域時検査会場又は保健所併設の避難退域時検査会場で検査を行う。</p> <p>避難退域時検査会場については、第3章第5節6参照。</p> <p>避難退域時検査を終了した住民に対しては、終了した旨の証明書を発行する。</p>	<p>4 避難退域時検査</p> <p>避難退域時検査は、住民等の身体等への放射性物質の付着の有無を確認することを目的に、県が行うものであり、避難者に対し県内で行うことを基本とする。島根県から要請がある場合は、島根県と連携し、島根県の避難住民の避難退域時検査も行う。</p> <p>県は、<u>放射性物質が放出された後に、緊急時モニタリングの結果により必要があると判断された場合、</u>UPZ外の主要経路沿い等に避難退域時検査会場を設置し、避難住民を避難所に受け入れるまでの間に、避難住民の避難退域時検査及び必要に応じて簡易除染を行う。また、主要経路沿い等で避難退域時検査を実施しなかった避難住民については、避難先地域内に設置する避難退域時検査会場又は保健所併設の避難退域時検査会場で検査を行う。</p> <p>避難退域時検査会場については、第3章第5節6参照。</p> <p>避難退域時検査を終了した住民に対しては、終了した旨の証明書を発行する。</p>